

任意仮設工を協議事項とするモデル工事②

適正な利潤確保に向け、設計変更の対象に工事目的物を完成させるために受注者がその責任において定める任意仮設工を協議事項とするモデル工事を実施する。

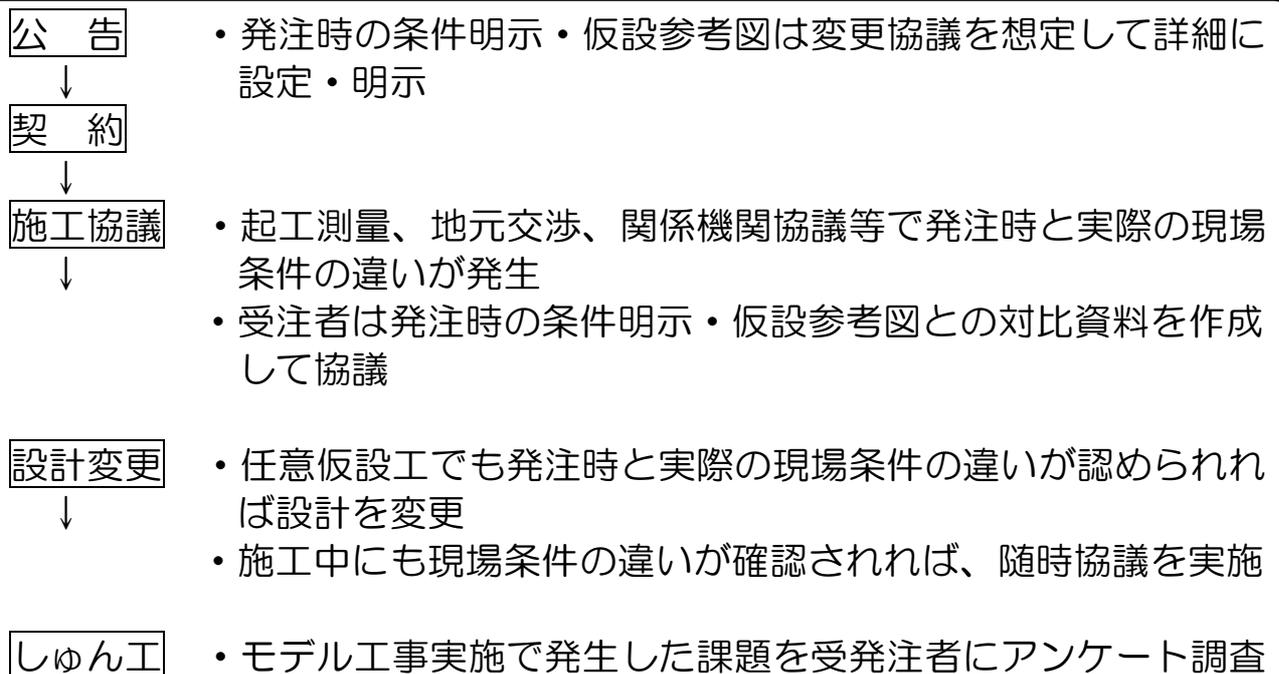
1 対象工事

- ◆河川工事などの任意仮設工がある建設工事のうち発注機関が選定し、あらかじめ入札公告で示した工事

2 モデル工事の概要

- ◆「任意仮設工を協議事項とするモデル工事」として公告し、施工前・施工中において、任意仮設工の計画策定時において重点的に協議を実施し、適切な設計変更を行う。

3 モデル工事の流れ



4 実施時期

- ◆平成 27 年 4 月以降の公告案件で実施

5 実施による効果と今後の方策

- ◆モデル工事実施により発生した課題を抽出し、任意仮設工に係る発注方法や変更方法を改善していくとともに、受発注者が共有できる設計変更の基準策定を行う。